

## 特記仕様書

### I. 業務概要

1. 委託業務の名称 第二庁舎他自動ドア保守業務委託
2. 履行場所 秋田市山王三丁目 1-1 第二庁舎  
秋田市山王四丁目 1-1 議会棟  
秋田市山王四丁目 1-2 秋田地方総合庁舎
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 適用 本仕様書に記載されていない事項については、建築保全業務委託共通仕様書による。

### II. 業務担当者

職業能力開発促進法に基づく1級又は2級自動ドア施工技能士を業務担当者として配置すること。

### III. 業務範囲

#### 1. 業務対象設備仕様

別紙1「自動ドア設置場所一覧」による。

#### 2. 点検内容

点検内容は、建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に定める作業項目による。

また、不定期の故障等についても、速やかに対応すること。

#### 3. 点検実施時期

点検実施時期は次表による

実施月	(7月)	(9月)	(11月)	(3月)
点検分類				
年3回 点検設備	●		●	●
年2回 点検設備		○		○
年1回 点検設備				◎

ただし、建築保全業務共通仕様書に定める周期Iの1Yの作業項目は、年1回の実施とすることができる。

#### IV. 提出図書

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. 業務計画書    | 作業実施前まで     |
| 2. 作業届及び来庁届 | 作業実施 3 日前まで |
| 3. 点検報告書    | 作業実施後       |

#### V. その他

- 消耗品については受注者の負担とし、消耗品以外の部品については発注者が負担する。ただし、保守上の不備等受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。
- 消耗品・部品は製造者純正品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。
- 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。
- この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

## 別紙1 自動ドア設置場所一覧

設置場所	ドア形状	開閉回数 (回／年)	点検回数 (回／年)	台数 (下段:形状-回数)					機器メーカー
				両1	両2	両3	片1		
第二庁舎	正面入口外側	両開き	122,651	2		●			ナブコシステム(株)
	正面入口内側	両開き	67,607	1	●				〃
	東側入口外側	両開き	152,792	2		●			〃
	東側入口内側	両開き	145,449	2		●			〃
	観光課	両開き	38,653	1	●				〃
	秋田県観光連盟	両開き	50,292	1	●				〃
	情報処理室	片開き	12,461	1			●		〃
	土木情報処理室	片開き	98	1			●		〃
小 計					3	3		2	
議会棟	新館 正面入口外部内観右	片開き	29,459	1			●		ナブコシステム(株)
	新館 正面入口外部内観左	片開き	21,637	1			●		〃
	新館 正面入口内部内観右	片開き	26,389	1			●		〃
	新館 正面入口内部内観左	片開き	21,637	1			●		〃
	小 計						4		
総合庁舎	1F北側 風除室外側	両開き	179,914	2		●			ナブコシステム(株)
	1F北側 風除室内側	両開き	177,641	2	●				〃
	2F	両開き	285,984	3		●			〃
	3F	両開き	182,709	2	●				〃
	1F西側階段前	両開き	データなし	2	●				〃
	小 計				4	1			